

新旧対照表

新	旧																																																																																																																																												
<p><b>用地調査等業務積算基準及び標準歩掛</b></p> <p><b>第4章 標準歩掛</b>  <b>4-1 用地測量業務</b>  <b>II 標準歩掛</b></p> <p>4 <u>公図等の転写（地積測量図以外の公図等の転写）</u>（表1-1-4）                      （10,000㎡当たり）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">人 員</th> </tr> <tr> <th>測 量 技 師 補</th> <th>測 量 助 手</th> </tr> <tr> <td>外 業</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> <tr> <td>機 械 経 費</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td>材 料 費</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> </tr> </table> <p>補正率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>地域区分</th> <th>大市街地</th> <th>市街地 甲</th> <th>市街地 乙</th> <th>都市近郊</th> <th>耕 地</th> <th>原 野</th> <th>森 林</th> </tr> <tr> <td>補 正 率</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </table> <p>5 公図等転写連続図作成（表1-1-5）                      （10,000㎡当たり）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">人 員</th> </tr> <tr> <th>測 量 技 師 補</th> <th>測 量 助 手</th> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> <tr> <td>機 械 経 費</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>材 料 費</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> </table> <p>6 <u>地積測量図転写（地積測量図のみの転写）</u>（表1-1-6）                      （10,000㎡当たり）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">人 員</th> </tr> <tr> <th>測 量 技 師 補</th> <th>測 量 助 手</th> </tr> <tr> <td>外 業</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> </tr> </table>	区 分	人 員		測 量 技 師 補	測 量 助 手	外 業	0.3	0.3	内 業	0.4	0.4	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機 械 経 費	1.0%	材 料 費	1.5%	地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林	補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0	区 分	人 員		測 量 技 師 補	測 量 助 手	内 業	0.5	0.5	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機 械 経 費	—	材 料 費	1.0%	区 分	人 員		測 量 技 師 補	測 量 助 手	外 業	0.4	0.4	内 業	0.2	0.3	<p><b>用地調査等業務積算基準及び標準歩掛</b></p> <p><b>第4章 標準歩掛</b>  <b>4-1 用地測量業務</b>  <b>II 標準歩掛</b></p> <p>4 <u>公図等の転写</u>（表1-1-4）                      （10,000㎡当たり）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">人 員</th> </tr> <tr> <th>測 量 技 師 補</th> <th>測 量 助 手</th> </tr> <tr> <td>外 業</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> <tr> <td>機 械 経 費</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> <td>材 料 費</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> </tr> </table> <p>補正率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>地域区分</th> <th>大市街地</th> <th>市街地 甲</th> <th>市街地 乙</th> <th>都市近郊</th> <th>耕 地</th> <th>原 野</th> <th>森 林</th> </tr> <tr> <td>補 正 率</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">1.8</td> <td style="text-align: center;">1.5</td> <td style="text-align: center;">1.3</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">0.7</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> </tr> </table> <p>5 公図等転写連続図作成（表1-1-5）                      （10,000㎡当たり）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">人 員</th> </tr> <tr> <th>測 量 技 師 補</th> <th>測 量 助 手</th> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th>費 目</th> <th>割 合</th> <th>費 目</th> <th>割 合</th> </tr> <tr> <td>機 械 経 費</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>材 料 費</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> </table> <p>6 <u>地積測量図転写</u>（表1-1-6）                      （10,000㎡当たり）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">人 員</th> </tr> <tr> <th>測 量 技 師 補</th> <th>測 量 助 手</th> </tr> <tr> <td>外 業</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> <td style="text-align: center;">0.4</td> </tr> <tr> <td>内 業</td> <td style="text-align: center;">0.2</td> <td style="text-align: center;">0.3</td> </tr> </table>	区 分	人 員		測 量 技 師 補	測 量 助 手	外 業	0.3	0.3	内 業	0.4	0.4	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機 械 経 費	1.0%	材 料 費	1.5%	地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林	補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0	区 分	人 員		測 量 技 師 補	測 量 助 手	内 業	0.5	0.5	各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機 械 経 費	—	材 料 費	1.0%	区 分	人 員		測 量 技 師 補	測 量 助 手	外 業	0.4	0.4	内 業	0.2	0.3
区 分		人 員																																																																																																																																											
	測 量 技 師 補	測 量 助 手																																																																																																																																											
外 業	0.3	0.3																																																																																																																																											
内 業	0.4	0.4																																																																																																																																											
各費目の直接人件費に対する割合																																																																																																																																													
費 目	割 合	費 目	割 合																																																																																																																																										
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	1.5%																																																																																																																																										
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林																																																																																																																																						
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0																																																																																																																																						
区 分	人 員																																																																																																																																												
	測 量 技 師 補	測 量 助 手																																																																																																																																											
内 業	0.5	0.5																																																																																																																																											
各費目の直接人件費に対する割合																																																																																																																																													
費 目	割 合	費 目	割 合																																																																																																																																										
機 械 経 費	—	材 料 費	1.0%																																																																																																																																										
区 分	人 員																																																																																																																																												
	測 量 技 師 補	測 量 助 手																																																																																																																																											
外 業	0.4	0.4																																																																																																																																											
内 業	0.2	0.3																																																																																																																																											
区 分	人 員																																																																																																																																												
	測 量 技 師 補	測 量 助 手																																																																																																																																											
外 業	0.3	0.3																																																																																																																																											
内 業	0.4	0.4																																																																																																																																											
各費目の直接人件費に対する割合																																																																																																																																													
費 目	割 合	費 目	割 合																																																																																																																																										
機 械 経 費	1.0%	材 料 費	1.5%																																																																																																																																										
地域区分	大市街地	市街地 甲	市街地 乙	都市近郊	耕 地	原 野	森 林																																																																																																																																						
補 正 率	2.0	1.8	1.5	1.3	1.0	0.7	1.0																																																																																																																																						
区 分	人 員																																																																																																																																												
	測 量 技 師 補	測 量 助 手																																																																																																																																											
内 業	0.5	0.5																																																																																																																																											
各費目の直接人件費に対する割合																																																																																																																																													
費 目	割 合	費 目	割 合																																																																																																																																										
機 械 経 費	—	材 料 費	1.0%																																																																																																																																										
区 分	人 員																																																																																																																																												
	測 量 技 師 補	測 量 助 手																																																																																																																																											
外 業	0.4	0.4																																																																																																																																											
内 業	0.2	0.3																																																																																																																																											

**新**

4-2 調査業務  
II 建物等の調査  
4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定  
木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表2-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-5により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表2-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-6の補正率表を適用するものとする。  
注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本

**旧**

4-2 調査業務  
II 建物等の調査  
4 建物の調査

(1) 木造建物の調査及び算定  
木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表2-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-5により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-4

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く

表2-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人	
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人	
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12人	
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人	
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人	
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12人	
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人	
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人	
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-6の補正率表を適用するものとする。

新

歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用。

表2-6

建 物		70 m <sup>2</sup> 以上	130 m <sup>2</sup> 以上	200 m <sup>2</sup> 以上
延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 m <sup>2</sup> 以上	450 m <sup>2</sup> 以上	600 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> 以上
450 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表2-7により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17人	
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-8の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

旧

表2-6

建 物		70 m <sup>2</sup> 以上	130 m <sup>2</sup> 以上	200 m <sup>2</sup> 以上
延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 m <sup>2</sup> 以上	450 m <sup>2</sup> 以上	600 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> 以上
450 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表2-7により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98人	
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17人	
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09人	
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-8の補正率表を適用するものとする。

新

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表2-9の構造別区分及び表2-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-11により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表2-10

区 分	判 断 基 準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

構造計算を行わない場合

表2-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.87	1.81	—	2.68人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

旧

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表2-9の構造別区分及び表2-10の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-11により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-9

区 分	構 造
非木造建物A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物B	鉄骨造（非木造建物Aを除く）、軽量鉄骨造
非木造建物C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物D	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）

表2-10

区 分	判 断 基 準	補正率
イ	店舗、事務所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの。ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

構造計算を行わない場合

表2-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による区分イの場合
			技師 A	0.87	1.81	—	2.68人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

新

非木造建物 B	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.67	1.41	—	2.08人	
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 C	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 D	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.41	0.12	0.06	0.59人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行なう場合

表2-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 B	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 C	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

旧

非木造建物 B	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.67	1.41	—	2.08人	
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 C	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 D	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.41	0.12	0.06	0.59人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行なう場合

表2-11

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師 B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 B	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師 B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物 C	棟	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イ の場合
			技師 A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師 B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師 C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技術員	—	—	0.12	0.12人	

新

非木造建物 D	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	0.41	1.47	0.06	1.94 人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15 人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-12 の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物 D にあつては、木造建物の表 2-6 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 2-12

建 物 延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.20	4.10	5.20

4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満
6.20	7.50	9.50	12.30

15,000 m <sup>2</sup> 以上 21,000 m <sup>2</sup> 未満
15.90

旧

非木造建物 D	棟	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	—	—	—	—	用途によ る区分イ の場合
			技師 A	0.41	1.47	0.06	1.94 人	
			技師 B	0.41	1.47	0.27	2.15 人	
			技師 C	0.41	0.66	0.19	1.26 人	
			技 術 員	—	—	0.12	0.12 人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2-12 の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物 D にあつては、木造建物の表 2-6 の補正率表を適用するものとする。

表 2-12

建 物 延べ面積	200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満	1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 4,000 m <sup>2</sup> 未満
2.60	3.20	4.10	5.20

4,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満	7,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	10,000 m <sup>2</sup> 以上 15,000 m <sup>2</sup> 未満
6.20	7.50	9.50	12.30

15,000 m <sup>2</sup> 以上 21,000 m <sup>2</sup> 未満
15.90

新

6 工作物等の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

① 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表2-15の区分によるものとする。

(削除)

表2-15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場

旧

6 工作物等の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

① 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表2-15の区分によるものとする。

ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。

(例 機械設備BをCとする。)

(ア) 機械設備の数が標準的（作業員が安全上心配なく作業できる。）工場より多い。

(イ) 配管、配線の系統が複雑（クロスしたり分岐、集合している。）かつ多い。

(ウ) 自動（ロボット）化された機械が比較的多い。

(エ) プラント（原材料を投入すれば製品または半製品となる。）化機械（装置）が多い。

(オ) 規模の大きな機械が多い。

(カ) 特殊な機械が多い。

(キ) 製品等の多種品の製造装置を持っている。

(ク) 受電契約電圧が 6,000V 以上である。

表2-15

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m <sup>2</sup> 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。
機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場

新	旧
---	---

機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
(削除)	

機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
機械設備 E	機械設備 D に掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書きに該当すると判断されたもの

② 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 2-16 により行うものとする。ただし、V の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (ア) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (イ) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。
- (ウ) 機械設備の算定において、再築費の見積を徴収するときは、表 2-16 の歩掛のうち算定の項目について、表 2-18 の補正を行うものとする。

② 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 2-16 により行うものとする。ただし、V の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (ア) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (イ) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。
- (ウ) 機械設備の算定において、再築費の見積を徴収するときは、表 2-16 の歩掛のうち算定の項目について、表 2-18 の補正を行うものとする。



新

表 2 - 16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98 人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96 人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20 人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98 人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
<u>(削 除)</u>								

旧

表 2 - 16

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98 人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37 人	
			技 術 員	—	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96 人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20 人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98 人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32 人	
			技 術 員	—	—	0.63	0.63 人	
<u>機械設備 E</u>	<u>事業所</u>	<u>設置面積 400 m<sup>2</sup>以上 600 m<sup>2</sup>未満</u>	<u>主任技師</u>	<u>1.53</u>	<u>0.42</u>	<u>0.60</u>	<u>2.55 人</u>	
			<u>技師 A</u>	<u>1.53</u>	<u>3.73</u>	<u>3.76</u>	<u>9.02 人</u>	
			<u>技師 B</u>	<u>1.53</u>	<u>4.49</u>	<u>—</u>	<u>6.02 人</u>	
			<u>技 術 員</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>0.63</u>	<u>0.63 人</u>	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2 - 17 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 2 - 17 の補正率表を適用するものとする。

新

旧

機械設備 A の場合 表 2-17

機械設備の面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 A の場合 表 2-17

機械設備の面積	100 m <sup>2</sup> 未満	100 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00

機械設備 B、C及びDの場合

機械設備の面積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

機械設備 B、C、D及びEの場合

機械設備の面積	200 m <sup>2</sup> 以上 400 m <sup>2</sup> 未満	400 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,500 m <sup>2</sup> 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
2.30	2.90	4.00	5.60

1,500 m <sup>2</sup> 以上 2,000 m <sup>2</sup> 未満	2,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	5,000 m <sup>2</sup> 以上 8,000 m <sup>2</sup> 未満
2.30	2.90	4.00	5.60

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

8,000 m <sup>2</sup> 以上 12,000 m <sup>2</sup> 未満	12,000 m <sup>2</sup> 以上 20,000 m <sup>2</sup> 未満	20,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	30,000 m <sup>2</sup> 以上 40,000 m <sup>2</sup> 未満
7.50	10.40	14.00	17.60

③ 機械設備（生産設備を含む。）の見積

機械設備（生産設備を含む。）の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2-18 によって行うものとする。

③ 機械設備（生産設備を含む。）の見積

機械設備（生産設備を含む。）の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 2-18 によって行うものとする。

表 2-18

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

表 2-18

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

**新**

(2) 生産設備  
 ② 生産設備の調査及び算定  
 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2-20により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表2-20

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78人	
			技 術 員	—	—	0.15	0.15人	
生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.12	0.12人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人	
			技 術 員	—	—	0.19	0.19人	
生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.11	0.11人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17人	
生産設備D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人	
			技 術 員	—	—	0.17	0.17人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-21の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

**旧**

(2) 生産設備  
 ② 生産設備の調査及び算定  
 生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表2-20により行うものとする。ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。

表2-20

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.30	0.06	0.06	0.42人	
			技師 B	0.30	0.66	0.31	1.27人	
			技師 C	0.30	0.58	0.06	0.94人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06人	
			生産設備B	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.38	0.06
技師 B	0.38	0.83	0.37			1.58人		
技師 C	0.38	0.66	0.06			1.10人		
技 術 員	—	—	0.06			0.06人		
生産設備C	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A			0.22	0.06	0.06
			技師 B	0.22	0.56	0.25	1.03人	
			技師 C	0.22	0.50	0.06	0.78人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06人	
			生産設備D	箇 所	—	技師 A	0.13	0.06
技師 B	0.13	0.31				0.12	0.56人	
技師 C	0.13	0.27				0.06	0.46人	
技 術 員	—	—				0.06	0.06人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-21の補正率表を適用するものとする。

新

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表2-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-24により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が500㎡以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表2-24

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07人	

旧

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表2-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-24により行うものとする。

ただし、Vの予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表2-23

区 分	判 断 基 準
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地であって、その面積が500㎡以上になっているもの
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表2-24

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	
			技 術 員	—	—	0.06	0.06人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	
			技 術 員	—	—	0.07	0.07人	

**新** **旧**

住宅敷地 C	戸	敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 A	戸	敷地面積 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人

住宅敷地 C	戸	敷地面積 200 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 A	戸	敷地面積 600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人
			技 術 員	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人
			技 術 員	—	—	0.13	0.13 人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人
			技 術 員	—	—	0.18	0.18 人
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人
			技 術 員	—	—	0.15	0.15 人

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表2-25の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿調査第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

新

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表2-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left( \text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表2-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査するものとする。

表2-26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。
	A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、 <u>株物</u> 、 <u>玉物</u> 、 <u>生垣</u> 、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。
	① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。
	② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。
	③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。
	④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。
	⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。
	B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。
	C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために植栽されている立木をいう。
	D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。
① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	
② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	

旧

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表2-26の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表2-27により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left( \text{単位当たりの直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表2-26の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物 に含めて調査するものとする。

表2-26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。
	A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、 <u>株物類</u> 、 <u>玉物類</u> 、 <u>生垣用木</u> 、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。
	① 高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。
	② 株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。
	③ 玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。
	④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。
	⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。
	B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。
	C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために植栽されている立木をいう。
	D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。
① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	
② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。	

新

VI 移転工法案の検討

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費) : 建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表6-10を標準とする)

なお、表6-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたものである。日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表6-10

用途区分 建物の 延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013

旧

VI 移転工法案の検討

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費) : 建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表6-10を標準とする)

なお、表6-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたものである。日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表6-10

用途区分 建物の 延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013

新

Ⅶ 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、Ⅱ 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-1により行うものとする。

表7-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
			技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、（削除）補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」(4)及び(5)により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は、「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

(1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「Ⅱ 建物等の調査」の歩掛によるものとする。

(2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「Ⅱ 建物等の調査」歩掛のうち「調査外業」及び「調査内業（図面等）」を50パーセントに補正するものとする。

(3) 建物の一部増築が行われている場合は、「Ⅱ 建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。  
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

(4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2)及び(3)により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。

旧

Ⅶ 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、Ⅱ 建物等の調査 3 現地踏査 に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表7-1により行うものとする。

表7-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
			技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、移転工法及び補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」(4)及び(5)により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は、「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

(1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「Ⅱ 建物等の調査」の歩掛によるものとする。

(2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「Ⅱ 建物等の調査」歩掛のうち「調査外業」及び「調査内業（図面等）」を50パーセントに補正するものとする。

(3) 建物の一部増築が行われている場合は、「Ⅱ 建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。  
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

(4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2)及び(3)により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。



新

別表  
設計数量表示単位一覧表

	明渡裁決申立書（案）等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
消費税等調査	打合せ協議		業務	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		1画地	1	
	残地補償算定		1画地	1	
	評価格の調整		業務	1	
事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地調査		業務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
工作物		箇所	1		
費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	

旧

別表  
設計数量表示単位一覧表

	明渡裁決申立書（案）等の作成	物件有	件	1	
		物件無	件	1	
	図面の作成		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	
消費税等調査	打合せ協議		業務	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1	
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	地域区分及び標準地選定等		業務	1	
	標準地価格の算定		標準地	1	
	各画地の評価格算定		1画地	1	
	残地補償算定		1画地	1	
	評価格の調整		業務	1	
事前調査、事後調査及び算定	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地調査		業務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	事後調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
		工作物	箇所	1	
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1	
工作物		箇所	1		
費用負担の説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	概況ヒアリング等		権利者	1	
	説明資料等の作成等		権利者	1	
	費用負担説明		権利者	1	